



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年8月18日火曜日 第132号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	640
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課) ...	641
基本測量の実施の通知(2件).....	(道路維持課) ...	641
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	641
指定道路の指定.....	(中予地方局建築指導課) ...	642
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	642
指定医師の所在地の変更.....	( " ) ...	642
指定医師の辞退の届出.....	( " ) ...	643

### 公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局県立病院課) ...	643
--------------	--------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第921号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ハローズ西条大町店(西エリア)  
西条市大町452番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハローズ  
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号  
代表取締役 佐藤 利行
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社大屋  
西条市西田甲590番地2  
代表取締役 伊藤 慎太郎  
株式会社セリア  
岐阜県大垣市外濑二丁目38番地  
代表取締役 河合 映治 その他未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2 211平方メートル

#### (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

81台

イ 駐輪場の収容台数

30台

ウ 荷さばき施設の面積

72平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

8立方メートル

#### (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社大屋 午前8時から午後12時まで

株式会社セリア 午前8時から午後12時まで

小売業者未定 24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

#### 2 届出年月日

令和2年7月31日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1

月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第922号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町上黒岩2669の2、2669の3、2670、2676の2、2678の2、2679

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。上黒岩2679(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第923号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第926号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町笠方2466の1、2466の2、2467の1、2467の2、2467の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第924号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査)

2 作業期間 令和2年9月1日から

令和3年3月19日まで

3 作業地域 大洲市、伊予市、松山市、東温市、今治市、西条市、新居浜市、四国中央市、越智郡上島町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町

○愛媛県告示第925号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

2 作業期間 令和2年9月1日から

12月31日まで

3 作業地域 四国中央市、八幡浜市

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第11302号	平成28年10月5日	(株)大地	杉山 直樹	松山市東石井6-5-3	令和2年7月3日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第16603号	令和元年12月9日	(株)カルフ・コーポレーション	高橋 良一	松山市竹原町629-1-802	令和2年7月6日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
						建築工事業、大工工事業 左官工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック	

(般-1)第17395号	令和元年 10月1日	(株)セド	荒木 恒二	松山市東山町35-8	令和2年 7月16日	工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-30)第16316号	平成30年 6月23日	みどり通信(株)	新居田 茂	松山市福角町乙405	令和2年 7月20日	電気通信工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第927号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年8月18日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和2年8月5日

3 指定道路の位置

伊予市下吾川字北西原1816番1の一部、1820番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 30.78メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第928号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	整形外科	愛媛県立南宇和病院	清水 総一郎	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	令和2年8月1日
肝臓機能障害	消化器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中村 由子	東温市志津川	令和2年8月1日
肢体不自由	神経内科	社会医療法人石川記念会HITO病院	明地 雄司	四国中央市上分町788番地1	令和2年8月1日
肢体不自由、心臓機能障害	循環器内科	伊予病院	米持 英俊	伊予市八倉906番地5	令和2年8月1日
肢体不自由	小児科	西条中央病院	杉 海秀	西条市朔日市804番地	令和2年8月1日
肢体不自由	小児科	西条中央病院	田手 壮太	西条市朔日市804番地	令和2年8月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循環器内科	西条中央病院	森 弥華	西条市朔日市804番地	令和2年8月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循環器内科	西条中央病院	阿部 亜里紗	西条市朔日市804番地	令和2年8月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	愛媛県立今治病院	鎌田 ゆきえ	今治市石井町4丁目5番5号	令和2年8月1日

○愛媛県告示第929号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
風谷 幸男	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	西条中央病院	西条市朔日市804番地	令和2年4月1日
阿部 陽介	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西条中央病院	西条市朔日市804番地	令和2年4月1日

○愛媛県告示第930号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和2年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	狩 野 拓 也	東温市志津川	令和2年6月30日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 甲 智 規	東温市志津川	令和2年6月30日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 内 さゆり	東温市志津川	令和2年7月15日

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年8月18日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立病院統合医療情報システム（新居浜病院分）一式	愛媛県公営企業管理局 総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年7月21日	富士通グループ 代表企業 富士通株式会社 社松山支店 松山市永代町13番地	11,199,980円 （月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による。